

社会医療法人について

医療法人が地域医療の主役を担っている現状は既に存在していますが、最近では公益性の高い医療を担ってきた自治体病院が三位一体改革や地方財政の逼迫化により、赤字体質の慢性化という非効率的な状況、医療機関自体の閉鎖に陥ってきています。そこで今後は医療法人に地域医療の主役を本格的に担わせつつ、医療法人の運営上の知恵を活かし、効率的に取り組める様、2006年（平成18年）に医療法が改正され、2007年（平成19年）度より社会医療法人という新しい法人類型が創設されました。

〈制度創設の趣旨〉

救急医療等確保事業【① 救急医療 ② 災害時における医療 ③ へき地医療 ④ 周産期医療 ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む） ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療】の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付け、救急医療等確保事業に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

〈社会医療法人の概要〉

医療法人のうち、一定の要件に該当するものとして、都道府県知事（2つ以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については厚生労働大臣）の認定を受けたものを「社会医療法人」という。

〈特徴〉

- 救急医療、へき地医療等公益性の高い医療を担わなければならない
- 厚生労働大臣が定める収益業務の実施が可能
- 附帯業務として第一種社会福祉事業の一部の実施が可能

